

水第3号議案

水道管漏水事故についての損害賠償額の決定

水道管漏水事故について、次のように損害賠償の額を定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

- 1 損害賠償の額 9,165,649 円
- 2 被害者 東京都港区海岸1丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
- 3 事故の概要 平成27年1月29日保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目
において水道管が老朽化したことにより漏水し、
このため被害者の施設の一部を破損し、一時、
付近一帯のガス供給を不能にした。

提案理由

水道管漏水事故による被害者東京瓦斯株式会社に対する損害賠償の額を決定したいので提案する。

参 考

事件の概要

1 発生日時

平成27年1月29日午後11時39分頃

2 発生場所

保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目9番先

3 事故の状況

保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目9番先の道路下に敷設されている内径25ミリメートルの水道管（昭和60年敷設）が老朽化したことにより漏水し、このため被害者の内径50ミリメートルのガス管を破損し、一時、付近一帯（46世帯）のガスの供給を不能にした。

4 事故の原因

本件水道管が老朽化したことによる。

5 損害賠償の額の内訳

種 別	金 額
ガ ス 管 復 旧 費	5,135,246円
材 料 費	192,924円
人 件 費	2,641,300円
諸 経 費	1,196,179円
計	9,165,649円

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第12号まで省略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第14号、第15号及び第2項省略)

地方公営企業法（抜粋）

(地方自治法の適用除外)

第40条 (第1項省略)

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 水道事業または工業用水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定

(ア省略)

イ 交通事故以外によるもの 3,000,000 円

(第3号省略)

